

# 令和2年第1回定例会

## 新十津川町議会定例会会議録

令和2年3月10日 開会

令和2年3月16日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

## 令和2年第1回新十津川町議会定例会

令和2年3月10日（火曜日）

午前10時開会

### ◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
  - 1) 事務報告
  - 2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
  - 3) 例月現金出納検査結果報告
  - 4) 随時監査結果報告
  - 5) 議会運営委員会政務調査報告
  - 6) 一部事務組合議会報告
  - 7) 議員研修報告
- 第5 行政報告
- 第6 教育行政報告
- 第7 報告第1号 専決処分の報告について
- 第8 議案第1号 新十津川町手数料徴収条例及び新十津川町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第9 議案第2号 新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第10 議案第3号 新十津川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第11 議案第4号 新十津川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第12 議案第5号 令和元年度新十津川町一般会計補正予算（第8号）  
(内容説明まで)
- 第13 議案第6号 令和元年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
(内容説明まで)
- 第14 議案第7号 令和元年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
(内容説明まで)
- 第15 議案第8号 令和元年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
(内容説明まで)

- 第16 町政執行方針
- 第17 教育行政執行方針
- 第18 議案第9号 新十津川物語記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第19 議案第10号 新十津川町公営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第20 議案第11号 新十津川町水防団条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第21 議案第12号 新十津川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第22 議案第13号 新十津川町公の施設の使用料等減免条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第23 議案第14号 新十津川町介護予防・日常生活支援総合事業利用料徴収条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第24 議案第15号 新十津川町英語指導助手の設置に関する条例の廃止について  
(内容説明まで)
- 第25 議案第16号 令和2年度新十津川町一般会計予算  
(概要説明まで)
- 第26 議案第17号 令和2年度新十津川町国民健康保険特別会計予算  
(概要説明まで)
- 第27 議案第18号 令和2年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算  
(概要説明まで)
- 第28 議案第19号 令和2年度新十津川町下水道事業特別会計予算  
(概要説明まで)
- 第29 議案第20号 令和2年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算  
(概要説明まで)
- 第30 選挙第1号 新十津川町選挙管理委員及び新十津川町選挙管理委員補充員の選挙について

◎出席議員 (11名)

- |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 井向一徳君  | 2番  | 村井利行君  |
| 3番  | 進藤久美子君 | 4番  | 鈴井康裕君  |
| 5番  | 小玉博崇君  | 6番  | 杉本初美君  |
| 7番  | 西内陽美君  | 8番  | 長谷川秀樹君 |
| 9番  | 長名實君   | 10番 | 安中経人君  |
| 11番 | 笹木正文君  |     |        |

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊 田 義 信 君
副町長	小 林 透 君
教育長	久保田 純 史 君
総務課長	寺 田 佳 正 君
住民課長	平 田 智 子 君
会計管理者	内 田 充 君
保健福祉課長	長 島 史 和 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小 松 敬 典 君
建設課長	谷 口 秀 樹 君
教育委員会事務局長	後 木 満 男 君
代表監査委員	岩 井 良 道 君
監査委員	奥 芝 理 郎 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中 畑 晃 君
--------	---------

---

### ◎町民憲章朗誦

○議長（笹木正文君） 皆さんおはようございます。開議に先立ちまして、皆さまにお願いがございます。

本定例会は、北海道知事から新型コロナウイルス緊急事態宣言が出されている最中に行われるものであり、かつ、本町においては、新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されているところでございます。

万が一にでも、本町で感染者が発生した際には、直ちに対策本部の業務を最優先として取り組むべきものであり、その備えとして、後ほどお諮り致します本会議及び予算審査特別委員会の運営については、短縮日程で行うことが次善の策と言えることから、議員各位のご理解とご協力をお願い致します。

また、議員各位におかれましては、この現状に鑑み、一般質問の通告を辞退されたことにつきまして、そのご配慮に感謝を致します。

なお、議場内においては、マスクの着用を許可致しますので、積極的に使用するようお願い致します。体調が悪いなどの症状がある場合は早めに申し出てください。

本定例会での議事進行につきましては、可能な限り短縮を図りながら、審議事項の説明に当たっては重点事項に絞っていただき議事を進めて参りますので、よろしくようお願い致します。

---

### ◎開会の宣告

○議長（笹木正文君） それでは、定例会の初日は町民憲章を朗誦することが通例になってございますが、これを割愛致しまして、ただ今から、令和2年第1回新十津川町議会定例会を開会致します。

（午前10時00分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） ただ今出席している議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願い致します。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、3番、進藤久美子君。4番、鈴井康裕君。兩名を指名致します。

---

### ◎議会運営委員長報告

○議長（笹木正文君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

報告を求めます。

西内議会運営委員長。

〔議会運営委員長 西内陽美君登壇〕

○議会運営委員長（西内陽美君） おはようございます。議長のご指示がございましたので、議会運営委員会報告を申し上げます。

日時は、令和2年3月5日でございます。場所は、議会委員会室。出席者は、記載のとおりでございます。説明員といたしまして、小林副町長、寺田総務課長のご出席を賜りました。

5番、協議事項でございます。

令和2年第1回町議会定例会の会期は、議案等を考慮し、3月10日から3月18日までの9日間とします。

なお、17、18日は、不測の事態に備えての予備日としておりますので、ご理解いただきますようお願い致します。

日程につきましては、裏面に記載のとおりでございますので、お目通しいただきたいと思っております。

3番、付議案件でございます。報告1件、条例の一部改正10件、条例の廃止1件、令和元年度会計補正予算4件、令和2年度会計予算5件の計21件である旨、総務課長から説明を受けてございます。

4、令和2年度予算に関連する条例案及び各会計予算案の審議につきましては、議長を除く議員10名による予算審査特別委員会を設置して行うものと致します。

5、一般質問の通告はございません。

6、請願、陳情等の受理状況につきましては、議会事務局長から3月4日現在、陳情1件を受理している旨の報告を受けてございます。

7、議員発議による議案は1件。民族共生の未来を切り開く決議を定例会最終日に上程したいと存じます。

8、新十津川町選挙管理委員及び新十津川町選挙管理委員補充員の選挙を定例会初日に上程するものでございます。

以上でございます。議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。議会運営委員会の報告と致します。

○議長（笹木正文君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

---

#### ◎会期の決定

○議長（笹木正文君） 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

今定例会の会期は、ただ今の議会運営委員長報告のとおり、本日から3月18日までの9日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月18日までの9日間に決定いたしました。

---

## ◎諸般の報告

○議長（笹木正文君） 日程第4、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査報告、3番の例月現金出納検査結果報告、4番の随時監査結果報告、5番の議会運営委員会政務調査報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、6番の一部事務組合議会報告ですが、石狩川流域下水道組合議会、西空知広域水道企業団議会、中空知広域市町村圏組合議会、滝川地区広域消防事務組合議会、中空知衛生施設組合議会、空知教育センター組合議会、空知中部広域連合議会及び中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告は、出席議員からの報告資料が所定の棚に保管されていることから、それを報告に代えさせていただきますので、後ほどお目通しをお願い致します。

○議長（笹木正文君） 次に、7番の議員研修報告を願います。

はじめに、鈴木康裕君より報告をお願い致します。

〔4番、鈴木康裕君登壇〕

○4番（鈴木康裕君） 皆さん、おはようございます。それでは、去る1月25日に江別で行われました札幌学院大学大学院主催、北海道自治体学会後援の地方議会と政策法務という題目のセミナーに参加した研修報告を行いたいと思います。

この研修は当大学の法学研究科の開設25周年を記念したもので、基調講演を2回企画しており、一回目は山梨学院大学の江藤教授、二回目は2月29日に龍谷大学の土山教授を予定されておりましたが、二回目の講演については、新型コロナウイルスの関係で中止とあいなりました。

したがって、本日の私の研修報告は、半分だけになってしまったことをお許し願います。

まず、議会改革の段階として、議会活性化のために一問一答方式、委員会等の公開などが前段階としてあり、住民と歩む新たな議会運営や住民の福祉向上につなげる政策法務を考えるのは次のステージになるというお話です。

地方自治の原理に由来する二元代表制において、首長と議会の間には政策競争があり、議会の意思を示すための議員間討議は極めて重要なものであります。

また、地方議会は住民自治の根幹であるから、多様性、論点の明確化、世論形成といった役割を担うもので、議会からの政策サイクルで実質的な改革を行うものであります。従来のP D C Aピーディーシーエーサイクル、計画、実践、評価、改善に討議、議決、デリバレーションdeliberation、ディシジョンdecisionという2つの例を組み込み、議会改革に取り組むものであります。

以上のことを実践した自治体として、飯田市や大津市の例を示し、詳しく説明していただきました。

この基調講演を終えて、ワークショップに入る予定でしたが、出席者の7割ほどが講演だけで帰ってしまい、ワークショップは現在の自治体の動き、問題点を江藤教授からアドバイスを受ける形になりました。しかしながら残った道内各地の市町村議員が、それぞれの状況の課題を解決しようとする力強い姿勢に感銘を受けました。

この研修を通して、議員としての基礎的な知識を学ばさせていただき、また、いろいろな視点から課題を考えることの重要性を認識しました。

以上で研修報告を終えたいと思いますが、2回目のセミナーは次年度に延期、開催される予定と聞いておりますので、そちらの方へ是非参加したいと思っております。

以上で報告を終わります。

○議長（笹木正文君） 鈴井康裕君の報告を終わります。

続いて、村井利行君より報告をお願いいたします。

〔2番、村井利行君登壇〕

○2番（村井利行君） 議長から指示をいただきましたので、去る1月29日、NHK名古屋放送センタービルで行われました研修内容について報告致します。

研修名は、地方議員のための議会における質問力向上講座です。

その目的は、議員としての監査能力や政策立案、実現能力を発揮する場である一般質問を、より効果的に行うための方策を学び、自身の質問力向上を通じて、議会の活性化に資することを狙いとして開催されたものです。

私自身、定例会において一般質問をさせて頂いておりますけれども、質問の全体構成、組立方など今一步、今二歩であることは自他ともに認めるところであります。

この研修を通じて、質問、質疑の質を高められればという思いで参加させて頂きました。

講師は、三重県地方自治研究センター上席研究員、高沖秀宜さんという方で、参加人数は31名でございました。

研修は、10時からお昼を挟んで夕方4時までで、主な研修内容は、講義とそのテーマに対する参加議員あるいはその議員が属する議会への問いかけを中心に進められました。

初めに一般質問に対する考え方ということで、地方議会での一般質問の現状等について基調講義がありました。また、これからの時代における一般質問のあり方について、議員が為すべきことは、質問、質疑の質を上げて行く心構え、行動が大切という講師の考え方については納得できました。目指すべき方向を再確認することが出来ました。

基調講義のあと、実際の一般質問に向けての技術的なスキルとして質問の種の抽出、発見方法、全体構成、組み立て方、失敗する要因など事例を入れながら説明を受けました。

この研修を受講して感じたことは、良い一般質問とは、情報収集能力、争点化能力、説明説得能力、この3つをいかに発揮できるかがキーポイントと考えることだと思います。思い付きだけで質問は断じて行わず、住民の皆さまとの意見交換等を通し幅広く民意に耳を傾け、情報を収集し、「あの質問は町民の声を代弁している良い質問だ」というような評価を1日も早く頂けるよう、日々研鑽をして行きたいと思っております。

以上で、私からの研修報告を終わります。

○議長（笹木正文君） 村井利行君の報告を終わります。

これで、議員研修報告を終わります。

以上をもちまして、日程第4、諸般の報告を終わり、すべて報告済みと致します。

---

### ◎行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第5、行政報告を行います。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、令和元年第4回定例会以降の行政報告をさせていただきます。

冒頭、議長からお話ありましたように、コロナウイルスの関係でマスクをしたまま行政



報告をさせていただくことをお許しいただきたいというふうに思います。

行政報告につきましては、議員の皆さま方のお手元に書面配付をさせていただいておりますので、書面報告とさせていただきます。

私から新型コロナウイルスの関係について、1点だけ口頭にて報告と説明を加えさせていただきます。

お手元の資料の6ページにも記載をしておりますが、ご案内のように中国武漢市において、昨年12月に新型コロナウイルスが発生し、本年1月14日には日本国内において1例目となる患者が発生、次いで道内においては1月17日に第1例目が発生をいたしました。

道内の発生状況、昨日現在で108人、空知管内においては滝川市2人、岩見沢市2人、深川市1人、計5人の患者が発生をしております。

このような状況の中、役場庁舎内では保健福祉課が中心となり、北海道や保健所からの情報を基に福祉関係団体、組織との連携や情報を共有しながら、さらには、感染予防とその感染拡大防止に向け対策を講じていると同時に役場内における感染防止体制の整備に努めてきたところでございます。

町民の皆さんに向けては、基本となる手洗いやうがいの励行などの周知について、防災無線や新聞折り込みをして、その徹底を図ってきたところでございます。

道内において2月に入っても次々と感染者が確認される状況下を踏まえ、また、2月20日には、厚生労働省から新型コロナウイルス感染防止という観点から、イベント等の主催者に向けて自粛などの検討を促す文書が届くなどの状況下、鈴木知事は、2月25日、感染の有無にかかわらず、全道の学校を休校する旨要請をされたところであります。

翌26日には道教委において、この事態を真摯に受け止め、各自治体に休校の協力を求めたところであり、本町においても管内すべて休校実施ということを確認し、本町においても休校と決定をしたところであります。

なお、本町においては、これまで2回の連絡会議を開催し、町民への感染防止への周知や休校措置の対応をしてきたところでありますが、27日に空知管内から感染者が確認されたことと、鈴木知事から2月28日から3月19日まで外出を抑制するなどの緊急事態宣言を受け、2月28日午前8時45分、新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げたところでございます。

その後、3回の対策本部会議を設け、最終的に知事の緊急事態宣言の3月19日までの間は、小中学校の休校、公共施設の休館、会議やイベントを中止する旨を決定し、防災無線などにおいて町民の皆さん方に周知をさせていただいているところであります。

政府並びに北海道の方から分散登校と放課後児童クラブの開所などの提起もありましたが、本町においては、分散登校や放課後児童クラブを開所することにより、感染拡大の機会を創出する恐れもあることを考慮し、また、いち早い収束を目指すために、やれることはすべて行うという基本的な考え方に立って、3月19日までは分散登校と放課後児童クラブの開所はしないことを対策本部会議で決断をしたところであり、同様の内容を町民の皆さんに周知をさせていただいているところでございます。

なお、この間に小中学校の卒業式もあるところでありますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、来賓の出席はない中で最小限の人数で卒業する子供達、保護者をお祝いをどのようにできるか日々刻々と変わる状況の中で最大限工夫をする中で、どうこの卒

業式をしていくか本日教育委員会で方針を定め、して、その方針の結果、対策本部会議で決定をすることとしてございます。

さらには、3月は各団体などの総会や会議が多い時期と、人事異動などもあり送別会など懇親会が数多くあるわけでありましてけれども、人と人が至近距離で一定時間以上交わることによって罹患集団が発生し、感染の急速な拡大を招く恐れがあるとの指摘を受け、2月から3月にかけて会議や懇親会はほとんど取りやめとなっている状況になっており、町だけでなく関係機関においても同様の措置がとられているところでもあります。

したがって、宿泊業、飲食店、飲食の材料を提供する商店、タクシー業界などは本当に大ダメージを受けている状況下でございます。

改めて、3月19日までは小中学生はじめ町民の皆さま方、事業所、飲食店などには大変なご迷惑をおかけするところでありましてけれども、何とか形の見えないコロナウイルスという敵との戦いでありましてけれども、乗り切っていきたいというふうに考えているところでもあります。

しかしながら、今政府では新特措法の制定、道もございまして、昨日の鈴木知事の記者会見から鑑みると、13日にもう一度会見をするというようなことがございますので、そういったことを考慮し、今後の対応をしっかりと判断をした中で決定をしていきたいというふうに考えているところでもあります。

なお、この度の鈴木知事の緊急事態宣言、学校休校、分散登校など総合的な見地から政治的な判断によるものであり、結果としての的確であったとしても、あまりにも唐突であり、末端の自治体への連絡や情報提供などの丁寧な説明がほとんどないなど、私は道の対応のあり方に苦言を呈していることをこの場で申し添えさせていただきたいというふうに思います。

以上、新型コロナウイルス感染予防対策の報告を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

---

#### ◎教育行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告につきましては、報告書の他に追加資料として、3月9日朝現在の状況が配付されております。

したがって、これらの資料の配付をもって教育行政報告と致しますので、後ほどお目通しをお願い致します。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

---

#### ◎報告第1号の上程、報告

○議長（笹木正文君） 日程第7、報告第1号、専決処分の報告についてを議題と致します。

内容の報告並びに説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました報告第1号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をする。

3ページをお開き願います。

専決第1号。専決処分書。

議決された契約金額の10分の1以内の額を減額することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和2年2月4日。新十津川町長、熊田義信。

1、契約の目的、旧大和小学校解体工事。

2、議決年月日及び議案番号、令和元年8月8日議案第51号。

3、契約金額の変更内容、（1）変更前の額1億9,690万円。（2）変更後の額1億9,518万4千円、（3）増減額171万6千円の減。

4、変更の理由、杭撤去本数及び産業廃棄物処分量の確定による請負額の変更のため。

以上申し上げ、提案理由と内容の説明とさせていただきます。ご承認賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 内容の報告並びに説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号、専決処分の報告についてを終わり、報告済みと致します。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第8、議案第1号、新十津川町手数料徴収条例及び新十津川町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第1号、新十津川町手数料徴収条例及び新十津川町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について。

新十津川町手数料徴収条例及び新十津川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

7ページをお開き願います。

提案理由でございます。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要があるため、これらの条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては住民課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしく

お願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 平田智子君登壇〕

○住民課長（平田智子君） おはようございます。ただ今上程いただきました議案第1号、新十津川町手数料徴収条例及び新十津川町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についての内容について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、通称名でデジタル手続法と言いますが、の施行に伴い、関係法律が改正されたことから、新十津川町手数料徴収条例及び新十津川町固定資産評価審査委員会条例について、所要の改正を行うものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表1ページをご覧ください。

この改正条例は3本の条立てで構成されております。

はじめに、第1条関係は、町手数料徴収条例を改正するもので、デジタル手続法の施行による住民基本台帳法の改正に伴い、住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しの交付事務について、個々に制度化されたことから、別表に掲げた手数料を徴収する事務について引用条項を整備するとともに、新たに制度化された各種事務に係る手数料の規定を追加するものでございます。

別表1欄目の住民基本台帳法第12条の規定による住民票の写しの交付事務の次に、法第15条の4の規定による除票の写しの交付事務を、同様に住民票に記載をした事項に関する証明書の交付事務の次に、除票に記載をした事項に関する証明書の交付事務を加え、2ページに移りまして、法第20条の規定による戸籍の附票の写しの交付事務の次に、法第21条の3の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付事務を、手数料を徴収する事務として追加するものでございます。

次に、第2条関係も第1条同様に別表の改正になりますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、個人番号の通知カードが廃止され再交付を行わないことから、通知カードの再交付事務に係る手数料の規定を削除するものでございます。

なお、施行日時点で交付されている通知カードにつきましては、施行日以降においても個人番号確認書類として利用ができ、個人番号カード交付時には返納が必要となります。

また、出生等により新たに付番された場合は、通知カードではなく個人番号通知書が交付されることとなります。

3ページに移りまして、第3条関係は、町固定資産評価審査委員会条例を改正するもので、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に題名等が改正されたことに伴い、第6条の書面審理の規定において、第2項で引用する法律名及び条項を整備するとともに、電子情報処理組織を使用して弁明された場合は、正副2通の弁明書の提出があったものとみなす旨の規定に改める

ものでございます。

次に、議案書に戻りまして、附則についてご説明申し上げます。

議案書の7ページの附則では、施行の日を公布の日と定めてございます。ただし、第2条の通知カードに関する改正規定については、施行期日を定めた政令が、まだ公布されていないことから、公布の日または当該法律の附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行すると定めてございます。

以上をもちまして、議案第1号、新十津川町手数料徴収条例及び新十津川町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第1号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第2号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第9、議案第2号、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第2号、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

12ページをお開き願います。

提案理由でございます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては保健福祉課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 長島史和君登壇〕

○保健福祉課長（長島史和君） 改めまして、おはようございます。ただ今上程いただきました議案第2号、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例について、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容の1点目は、連携施設に関する経過措置の延長及び条項の追加。2点目として、食事の提供の特例に係る条項の追加。3点目として、避難設備基準の変更。4点目として、保育士とみなせる者に准看護師を追加。5点目として、小規模保育事業所A型及

び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例の追加。6点目として、保育所等との連携に係る条項の追加でございます。

なお、本町においては、ゼロ歳から2歳児を預かる家庭的保育事業を行う事業者はいらっしゃらないことを申し添えさせていただきます。

それでは、お手元の新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表5ページをご覧ください。

第7条第1項につきましては、附則の条項ずれ修正及び第2号の標記表示等の修正でございます。

第7条第2項から第5項につきましては、連携施設の確保についての経過措置について新たに定められております。

7ページでございます。

第17条第2項第4号につきましては、家庭的保育事業者は乳幼児の健康状況等に応じた食事の提供や、アレルギー等への配慮に対応出来る事業者から食事の外部搬入が出来るものと定められました。

8ページでございます。

第29条第1項第7号につきましては、小規模保育事業A型を行う事業所の設備のうち、避難用設備の表の避難用階段について、一部が改正されたものであります。

9ページでございます。

第30条第3項につきましては、小規模保育事業A型に勤務する保育士を保育士とみなせるものに、保健師、看護師の他に准看護師を追加するものでございます。

第31条につきましては、かぎ括弧を加える文言修正でございます。

10ページでございます。

第32条につきましても、小規模保育事業B型に勤務する保育士を保育士とみなせるものに、准看護師を追加するものでございます。

第33条、第37条につきましても、かぎ括弧を加える文言修正でございます。

11ページ、第38条につきましては、括弧内を削除する文言修正でございます。

12ページ、第44条第1項第8号につきましては、保育所型事業所内保育事業所の設備のうち、避難用設備の表の避難用階段について、一部が改正されたものでございます。

13ページ、第45条第3項につきましては、保育所型事業所内保育事業所に勤務する保育士とみなせるものに、准看護師を追加するものでございます。

第46条第1項につきましては、条項表示の修正でございます。

第2項につきましては、保育所型事業所内保育事業を行うものは、連携施設の確保をしないことができることについて定められております。

14ページ、第48条第3項につきましては、小規模型事業所内保育事業所に勤務する保育士とみなせるものに、准看護師を追加するものでございます。

附則第2項及び第3項でございます。食事の提供に関する経過措置であります。利用乳幼児への食事の提供の体制の確保を定めております。

15ページ、附則第4項でございます。家庭的保育事業者等が連携施設の確保をしないことができる期間が5年から10年に改正されております。

16ページから17ページでございます。

附則の第7項から第10項でございます。小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例であります。保育士不足を鑑み、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことが出来ることなどが定められております。

議案の12ページをご覧ください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行致します。

以上、議案第2号、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第2号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第3号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第10、議案第3号、新十津川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題と致します。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第3号、新十津川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

新十津川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。引き続き新十津川町放課後児童クラブの安定した運営の維持を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

次の内容の説明を申し上げます。お手元に配付をしてございます新旧対照表19ページも併せてご参照願います。

放課後児童クラブの支援員として従事するためには、基礎資格を有し、かつ都道府県等の認定資格研修を修了した者となっております。しかし、支援員の人材確保が難しい状況の中、本年度までは基礎資格を有している人が定めた期間内に研修受講予定であれば支援員としてみなすことができございました。引き続き放課後児童クラブの安定した運営を継続して行くために、認定した資格研修の受講予定期間を3年間延長し、令和5年3月31日までとするものでございます。

次に議案にお戻りいただきました、附則で、この条例は、公布の日から施行をしたいとするものでございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第3号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第11、議案第4号、新十津川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第4号、新十津川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

新十津川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。会計年度任用職員における給与の支払方法について明示するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

本条例は、本年4月からの会計年度任用職員制度への措置移行として昨年の12月に制定させていただいたところでございますが、新制度に移行するに当たり会計年度任用職員における給与の支払い方法について、条例の中にその内容を明示したいとして、この条例の一部改正を行うものでございます。

お手元に配付しております新旧対照表21ページも併せてご参照願います。

第2条の2、給与について。給与支払いの原則について、新たに規定することについて、これに伴い第3条において、現行、町職員の給与条例を準用していたものを削るものでございます。

次に議案にお戻りいただき、附則で、条例は、公布の日から施行したいとするものでございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第4号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第12、議案第5号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第8号を議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第5号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第8号。

令和元年度新十津川町一般会計補正予算第8号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,566万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億9,497万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳



出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

継続費の補正。

第2条、継続費の変更は、第2表、継続費補正による。

繰越明許費。

第3条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表、繰越明許費による。

地方債の補正。

第4条、地方債の変更は、第4表、地方債補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第5号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第8号について、内容の説明を申し上げます。

はじめに歳出補正の内容について、ご説明を申し上げます。

歳出補正につきましては、その多くが減額補正でありますので、別添資料の歳出一覧表に記載をする補正理由をもって説明とさせていただくこととし、増額補正する事業についてご説明を申し上げます。

それでは議案書78ページ、79ページをお開き願いたいと思います。

2款1項3目財産管理費で事業番号10番、庁舎建設基金積立金208万4千円と11番、公共施設整備基金積立金420万6千円は、国債売却による運用収入を各々の基金に配分したものでございます。

80ページ、81ページをお開き願います。

10目諸費で事業番号6番、財政調整基金積立金75万5千円、事業番号7番、減債基金積立金43万円も国債運用収入の配分でございます。

事業番号8番、ふるさと応援基金積立金3,533万9千円は、国債の運用収入配分の33万9千円に寄附額が当初見込みを上回ったことにより3,500万円を加えた額を増額補正するものでございます。ちなみに、2月末日現在の寄附金は4,881件、1億4,582万9千円で、年度末には1億5,500万円を見込んでございます。

82ページ、83ページをお開き願います。

2款3項1目戸籍住民登録費で事業番号3番、住民基本台帳ネットワークシステム管理事業24万3千円は、住基ネットの保守及び個人番号カード事務を委託している地方共同法人の地方公共団体情報システム機構に対する交付金の増額で、その交付金増額分は、国庫補助金として歳入されるものでございます。

90ページ、91ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉総務費で事業番号13番、地域福祉基金積立金32万5千円は、国債運用収入の配分でございます。

92ページ、93ページをお開き願います。

3目障害者福祉費で事業番号4番、障害者補装具費支給事業127万6千円は、当初見込みよりも件数が多くなり、かつ、高額な補装具の申請があったことによる増額補正でございます。

事業番号13番、子ども通園センター負担金148万7千円は、心身の発達に遅れのある児童に療育指導を行う砂川の子ども通園センターの本町利用児童延べ人数の増に伴う負担金の所要見込み額の増に係る補正でございます。

94ページ、95ページをお開き願います。

2項1目児童福祉費で事業番号9番、保育所広域入所負担金177万5千円は、当初保育所の広域入所児童数を3名で見込んでございましたが、転入等をしてきた児童が転入前に元々通っていた保育所に継続入所を希望するなどの例が増加し、現在8名となっていることから、不足となる負担金分を増額補正するものでございます。

事業番号11番、子ども夢基金積立金53万9千円は、国債運用収入の配分でございます。

102ページ、103ページをお開き願います。

6款1項2目農業振興費で事業番号9番、ピンネ農業公社運営事業616万2千円は、本年度ピンネ農業公社の運営において資金不足が生じたことから、当該不足経費分について、町の出資割合7割分を補正計上するものでございます。これは、本年度ピンネ農業公社が指定管理者として運営する新規就農者技術修得センターにおいて、従業員の増員や当センター栽培する農作物の販売額の低迷などによりまして、農業公社が運営費を支出する必要が生じたものでございます。

事業番号21番、担い手確保・経営強化支援事業2,227万3千円は、農業機械購入費の2分の1が交付される国の補助金で本町農業者2名分が採択される見込みとなったことから、当該補助金額分を補正計上するものでございます。

104ページ、105ページをお開き願います。

2項1目林業振興費で事業番号13番、森林環境譲与税基金積立金59万4千円は、森林環境譲与税交付金の見込額が示されたことから、その増額分を補正計上するものでございます。

108ページ、109ページをお開き願います。

8款3項1目河川総務費で事業番号2番、河川維持管理事業3,945万円は、大和北10号排水路改修工事におきまして、本年度予定しておりました工事延長のうち400メートル分に要する補助事業費が事業促進のため追加配当されることとなり、追加分の工事請負費4,257万円の工事費から西花月排水路横断管改修工事と学園沢川復旧工事の不用額312万円を差し引いた3,945万円を増額補正するものでございます。

なお、大和北10号排水路改修工事400メートルに要する工事請負費4,257万円につきましては、本年度中の完成が見込めないことから、繰越明許費として令和2年度に繰り越すものでございます。

110ページ、111ページをお開き願います。

事業番号7番、水と緑のまちづくり推進基金積立金7万1千円は、国債運用収入の配分でございます。

112ページ、113ページをお開き願います。

5項1目住宅管理費で事業番号2番、公営住宅共同施設整備基金積立金6千円は、国債

運用収入の配分から公営住宅敷金預金利子の減額分を差し引いたものでございます。

116ページ、117ページをお開き願います。

10款1項2目事務局費で事業番号11番、子ども夢基金積立金3万円ですが、これは教育振興寄附金を子ども夢基金に積み立てるものでございます。

126ページ、127ページをお開き願います。

12款1項1目元金で事業番号1番、地方債償還元金2億2,702万5千円は、備考資金組合からの借り入れ分を繰上償還するものでございます。

以上が歳出補正の増額補正分の説明でございます。また、28ページから73ページまでの歳入補正につきましては、見込額が固まった各歳入項目について、減額及び増額補正をするものでございます。

23ページをお開き願います。

第2表、継続費補正ですが、三つの事業で令和元年度と令和2年度の年割額が変更となっております。

その下の表、第3表、繰越明許費ですが、歳出補正でご説明申し上げました内容でございます。

24ページ、25ページをお開き願います。

第4表、地方債補正ですが、16の起債において限度額を変更するものでございます。

以上、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第5号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで11時15分まで休憩と致します。

(午前11時02分)

---

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開致します。

(午前11時15分)

---

◎議案第6号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第13、議案第6号、令和元年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第6号、令和元年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号。

令和元年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,157万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,852万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第6号、令和元年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号の内容をご説明申し上げます。

140ページ、141ページをお開き願います。

歳出補正からご説明を申し上げます。

1款1項2目広域連合負担金で事業番号1番、国民健康保険事業広域連合負担金204万9千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

2款1項1目基金積立金で事業番号1番、国民健康保険事業基金積立金2,362万5千円ですが、これによりまして令和元年度末の国保基金残高は、2億1,714万2千円となる見込みでございます。

続きまして、歳入補正について、ご説明を申し上げます。

136ページ、137ページをお開き願います。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税。補正額3,196万8千円は、主に医療給付費分現年課税分の伸びによるものでございまして、当初見込みよりも国保加入者の所得減が少なかったことによるものでございます。

その他の歳入補正につきましては、実績見込みによる増額及び減額でございます。

以上、国民健康保険特別会計の補正内容の説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第6号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第14、議案第7号、令和元年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第7号、令和元年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号。

令和元年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ379万3千円を減額し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,228万9千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては、副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第7号、令和元年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の内容について、ご説明を申し上げます。

150ページ、151ページをお開き願います。

歳出補正について、ご説明を申し上げます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合負担金で事業番号1番、後期高齢者医療広域連合負担金379万3千円の減額は、実績見込みによる減額でございます。

148ページ、149ページの歳入補正についてでございますが、実績見込みによる減額でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第7号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第15、議案第8号、令和元年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第2号を議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第8号、令和元年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第2号。

令和元年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ52万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,109万5千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第8号、令和元年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第2号の内容をご説明申し上げます。

160ページ、161ページをお開き願います。

歳出補正について、ご説明を申し上げます。

1款1項1目総務管理費で事業番号3番、下水道事業消費税納付金52万2千円の減額は、実績見込みによる減額でございます。

2項1目維持管理費及び2款1項1目元金は、財源更正でございます。

158ページ、159ページの歳入補正についてですが、実績見込みによる減額でございます。

以上、下水道事業特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第8号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎町政執行方針演説

○議長（笹木正文君） 日程第16、町政執行方針を議題と致します。

町政執行方針につきましては、冊子の配付をもって、町長の演説に代えることとします。

議員各位には、お目通しをお願いし、町政執行方針についての議題を終わります。

---

#### ◎教育行政執行方針演説

○議長（笹木正文君） 日程第17、教育行政執行方針を議題と致します。

教育行政執行方針につきましては、冊子の配付をもって、教育長の演説に代えることと致します。

議員各位には、お目通しをお願いし、教育行政執行方針についての議題を終わります。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第18、議案第9号、新十津川物語記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第9号、新十津川物語記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

新十津川物語記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

提案理由でございます。開拓記念館、アートの森彫刻体験交流促進施設及び新十津川物語記念館の間の往来を活性化させ、施設の利用を促進することを目的とした減免制度を導入するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、産業振興課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよ

ろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 小松敬典君登壇〕

○産業振興課長（小松敬典君） ただ今上程いただきました議案第9号の改正内容を申し上げます。

お手元の議案、新旧対照表を併せてご覧いただきたいと存じます。

第7条として、入館料の減免規定を追加し、現行の7条以下の条文を1条ずつ繰り下げるといふものでございます。

今回の改正は、これまで原則、観光施設の設置及び管理条例には、入館料等の減免規定を設けておりませんでした。この度、開拓記念館、アートの森彫刻体験交流施設かぜのびとの往来を活性化させ、施設の利用促進を図ることを目的に、物語記念館についても減免制度を導入したいとするものでございます。

具体的には、開町130年をきっかけに、歴史的な見学施設などをより多くの方に見学していただくために、教育委員会所管します開拓記念館とかぜのび、そして、産業振興課が所管する物語記念館の3つの施設で、連携した入館料の割引制度を実施するというものでございます。

3つの施設で入館する順番は問いませんが、初めに入館した施設は通常料金で入館し、3施設共通の台紙を受け取ります。その台紙を持参し2番目の施設はその施設の料金の半額を、3番目の施設は入館無料といった割引制度を実施したいとするものでございます。

併せて、議案第13号の新十津川町公の施設の使用料等減免条例の減免適用施設に新十津川物語記念館を加えていただくというものでございます。

附則といたしまして、この条例は、4月1日から施行するものでございます。

以上、改正の内容を説明させていただきました。よろしくご審議、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第9号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第19、議案第10号、新十津川町公営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第10号、新十津川町公営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正について。

新十津川町公営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように定める。

裏面になります、166ページをお開き願います。

提案理由でございます。民法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要があるため、これらの条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては建設課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 谷口秀樹君登壇〕

○建設課長（谷口秀樹君） ただ今上程いただきました議案第10号、新十津川町公営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、第1条関係、公営住宅条例及び第2条関係、特定公共賃貸住宅条例は、敷金、修繕、原状回復及び明け渡し請求に関する規定を見直し、第3条関係、債権管理に関する条例は、延滞金等の法定利率の見直しをしたことから、所要の改正を行うものでございます。

お手元の新旧対照表によりご説明させていただきますので、25ページをご覧いただきたいと思っております。

第1条関係、町公営住宅条例の一部改正についてご説明致します。

第19条は、敷金の規定で、第3項は、町は敷金を未履行の債務の弁済に充てることができ、また、入居者は町に対し、敷金を未履行の債務の弁済に充てることができないとする規定が新たに加えられ、第4項は、現行未納家賃の文言整理でございます。

第21条は、町の修繕費用の負担の規定で、第1項は、町の修繕義務とされている部分以外の修繕に要する費用を入居者の負担とする場合、具体的な内容としなければならない旨に改めるものでございます。

第22条は、入居者の費用負担義務の規定で、第4号は、前条第1項に規定する町が行う修繕に要する費用以外の修繕に要する費用は、入居者の負担であることを明確にしたものでございます。

第42条は、町公営住宅の明け渡し請求等の規定で、第3項は、不正行為によって入居した場合の明け渡し請求において、不正な入居者に対する請求額の算定に適用する利率を年5分の割合から法定利率に改めるものでございます。

次に第2条関係、町特定公共賃貸住宅条例の一部改正ですが、第14条の敷金の規定、第17条の町の修繕費用の負担の規定、第18条の入居者の費用負担義務の規定につきましては、公営住宅条例を準拠していることから、公営住宅条例の改正内容と同様でございます。

第24条は、入居者が退去する場合の規定で、退去するときの原状回復について、入居者の責任によることができない理由のただし書を新たに加え、町と入居者の責任分担を明確にしたものでございます。

次に第3条関係、町債権管理条例の一部改正についてでございます。

条例中の債権に係る延滞金等の利率として適用している民法に規定する法定利率に、市中の金利に合わせて穏やかに上下させる変動制が導入されることから、利率に変動が生じる都度、条例改正を行うことなく、改正後の利率を適用できる規定に改めるため、第11条



の非強制徴収公債権に係る延滞金の規定においては、延滞金の利率の年5パーセントから法定利率に、第12条第1項及び第3項の私債権に係る遅延損害金等の規定においても、同様に遅延損害金の利率の年5パーセントの割合から法定利率に改めるものでございます。

次に、議案166ページをご覧いただきたいと思えます。

附則についてのご説明申し上げます。この条例の施行の日を民法改正の施行の日と同じく、令和2年4月1日からとするものでございます。

以上、内容のご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第10号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第20、議案第11号、新十津川町水防団条例の一部改正についてを議題と致します。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第11号、新十津川町水防団条例の一部改正について。

新十津川町水防団条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

提案理由でございます。水防団長及び水防団員に支給する報酬の額の改定を行うため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

次に内容の説明を申し上げます。お手元の新旧対照表31ページを併せてご参照願います。別表第7条関係でございます。

はじめに現行の報酬単価について説明を申し上げます。

この通常時間帯の単価金額は、平成9年度の公共工事労務単価の軽作業員単価を参考に算出されたもので、深夜時間帯の単価金額は50パーセント増し、それ以外は25パーセント増しとなっております。これは、法令の割増賃金と同様の考え方で、改正後も同様でございます。

次に改正案について説明申し上げます。

備考第1号、副分団長以下の団員の新たな報酬単価は、公共工事労務単価の普通作業員単価を基準とするものでございます。公共工事労務単価は、経済状況や公共工事の増減により毎年変動しますが、適用する基準日を4月1日現在とした公共工事労務単価の普通作業員単価を8時間で除し、100円未満を切り上げる額を基本額といたしました。

次に、報酬単価の出水時出動と訓練又は点検の区分の統一を図ることでございます。

現行では、報酬単価を作業の難易度で分けて設定をしておりましたが、実際の出動に際しましては、非常時を考慮し、同様の作業でありますし、加えて、日常業務を割いて駆けつけておりますので、出動区分に差をつけず、統一した報酬単価とするものでございます。

次に、備考第2号は、役割加算の新設でございます。

分団長以上の幹部団員は、所属の団員に対して命令の伝達や出動の可否など連絡調整を

行っていただいております。また、活動の最中では、各現場の管理をお願いするなど、中心的な役割を果たしていることから、報酬の役割加算額として基本額の一割を加算するものでございます。

次に議案にお戻りいただき、附則でございますが、施行の日を令和2年4月1日からとしたいとするものでございます。

以上を申し上げ、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第11号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第12号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第21、議案第12号、新十津川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付条例の一部改正についてを議題と致します。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第12号、新十津川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付条例の一部改正について。

新十津川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

裏面の170ページをお開き願います。

提案理由でございます。単独処理浄化槽又はくみ取便槽から合併処理浄化槽への転換に係る工事費を新たに補助するとともに、既存の補助限度額を見直し、今後も継続して合併処理浄化槽への転換促進を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

次に、内容の説明を申し上げます。

本町は、水質汚濁防止と生活環境の保全等を図る目的をもって、公共下水道、農業集落排水事業、これらの地域以外では合併処理浄化槽の設置を推進しておりますが、一部において単独処理浄化槽やくみ取便槽もでございます。

令和2年度からスタートします第2次環境基本計画や循環型社会形成推進地域計画では、汚水処理人口普及率を引き上げることを目標としておりますので、合併処理浄化槽の拡大を図りたいとするものでございます。

お手元に配付してございます新旧対照表33ページを併せてご参照願います。

第2条では、用語として単独処理浄化槽とくみ取便槽を加え、第4条に補助対象地域を追加し、現代第4条以上を一つずつ繰り上げ、条名を併せて変更するものでございます。

34ページの第7条の第2項は、新たに既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合の単独処理浄化槽の撤去費用に対し9万円を上限に補助することと、加えて、単独処理浄化槽並びにくみ取便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合の宅内配管設備に係る工事費用について、30万円を上限に補助するものでございます。

36ページの別表では、合併処理浄化槽本体の設置工事に係る補助基本額を、国庫補助基

準額と同額に引き上げをするものでございます。

議案170ページにお戻りいただき、附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行をするものでございます。

2項として、経過措置として、この条例の施行の日前に交付の申請がなされた補助金の額については、なお従前の例によるというものでございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第12号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第13号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第22、議案第13号、新十津川町公の施設の使用料等減免条例の一部改正についてを議題と致します。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第13号、新十津川町公の施設の使用料等減免条例の一部改正について。

新十津川町公の施設の使用料等減免条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

裏面の172ページをお開き願います。

提案理由でございます。障害者の社会参加、健康増進等を促進することを目的とした減免制度の導入その他所要の改正を行うため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

新十津川町総合健康福祉センター及び新十津川町農村環境改善センターの利用につきましては、身体障害者福祉協会等の団体は、使用料免除となっておりますが、今まで障害者個人への減免措置は行われておりませんでした。この度、障害が理由で自宅にこもりがち又は外出の機会が少ない方々に対して使用料を減免し、施設を利用しやすくすることで、社会参加や健康増進につなげてもらおうということにするものでございます。

お手元に配付をしてございます新旧対照表37ページを併せてご参照願います。

第2条第2号及び第6号にあります括弧書きの略称を削除し、別表の適用施設の名称と表現を統一するものでございます。

39ページをお開き願います。

別表の5の欄であります。身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、等級に関わらずすべての方を減免の対象とし、その対象となる施設は新十津川町総合福祉センターをはじめ、9つの施設であります。

減免内容は、施設の1回券や入館料等を5割減額をするものでございまして、会議をされる方が入り場合も1名に限り同様の減額をするものでございます。

議案にお戻りいただき附則でございますが、施行期日を令和2年4月1日からしたいとするものでございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第13号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第14号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第23、議案第14号、新十津川町介護予防・日常生活支援総合事業利用料徴収条例の一部改正についてを議題と致します。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第14号、新十津川町介護予防・日常生活支援総合事業利用料徴収条例の一部改正について。

新十津川町介護予防・日常生活支援総合事業利用料徴収条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

提案理由。医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。お手元の新旧対照表41ページを併せてご参照願います。

引用条項の変更に伴い条名を変更するものでございます。

第1条は、介護保険法の改正により引用条例条項の変更に伴い条名を変更するものでございます。

議案にお戻りいただき附則でございますが、施行期日を令和2年4月1日としたいとするものでございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第14号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第15号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第24、議案第15号、新十津川町英語指導助手の設置に関する条例の廃止についてを議題と致します。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第15号、新十津川町英語指導助手の設置に関する条例の廃止について。

新十津川町英語指導助手の設置に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

提案理由でございます。英語指導助手が、非常勤の特別職に属する職員から会計年度任用職員となることに伴い、その勤務条件等については、任命権者において定めることとす

るため、この条例の廃止について議決を求めるものでございます。

内容についても同様でございます。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行をしたいとします。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第15号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで13時まで休憩といたします。

(午前11時54分)

---

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開致します。

(午後1時00分)

---

#### ◎一括上程の議決

○議長（笹木正文君） お諮り致します。

次に上程されます日程第25から日程第29までの案件につきましては、関連がございますので一括上程をいたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第25、議案第16号、令和2年度新十津川町一般会計予算。

日程第26、議案第17号、令和2年度新十津川町国民健康保険特別会計予算。

日程第27、議案第18号、令和2年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算。

日程第28、議案第19号、令和2年度新十津川町下水道事業特別会計予算。

日程第29、議案第20号、令和2年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算は、一括議題とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第16号ないし議案第20号の上程、概要説明、質疑

○議長（笹木正文君） それでは議案第16号から議案第20号までにつきまして、提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今一括上程いただきました議案第16号の令和2年度新十津川町一般会計予算から議案第20号、令和2年度農業集落排水事業特別会計予算までの提案理由について、ご説明申し上げます。

別冊の令和2年度各会計予算書1ページをお開き願います。

議案第16号、令和2年度新十津川町一般会計予算。

令和2年度新十津川町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ87億5,313万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

継続費。

第2条、地方自治法第212条第1項の規定による、継続費の経費の総額及び年割額は、第2表継続費による。

債務負担行為。

第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第3表債務負担行為による。

地方債。

第4条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第4表地方債による。

一時借入金。

第5条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20億円と定める。

令和2年3月10日、新十津川町長、熊田義信。

続きまして、211ページをお開き願います。

議案第17号、令和2年度新十津川町国民健康保険特別会計予算。

令和2年度新十津川町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,474万6千円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5千万円と定める。

次に、229ページをお開き願います。

議案第18号、令和2年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算。

令和2年度新十津川町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,804万9千円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

次に、243ページをお開き願います。

議案第19号、令和2年度新十津川町下水道事業特別会計予算。

令和2年度新十津川町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,596万6千円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5千万円と定める。

次に、269ページをお開き願います。

議案第20号、令和2年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算。

令和2年度新十津川町農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,538万2千円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

なお、一般会計から農業集落排水事業特別会計予算までの予算案の概要の説明につきましては、お手元に配付させていただいております書面のとおりでございますので、お目通しくださり、ご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、各会計の予算概要についての説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第16号から第20号までの令和2年度一般会計及び各特別会計予算案の概要について、ご説明を申し上げます。

予算概要につきましては、お手元の令和2年度各会計予算案概要説明書によりまして、説明をさせていただきたいと思っております。

9ページ、10ページをお開き願いたいと思っております。

一般会計の歳出につきましては、対前年度比で23億4,168万1千円の増額となっております。これは、庁舎建設及び移転経費で18億5,400万円、木質バイオマス施設整備経費で3億6,700万円を計上したのが主な要因でございます。

歳入につきましては、対前年度比、町債で15億690万円、繰入金で4億2,449万7千円、JR札沼線設備撤去・跡地整備委託金など諸収入で2億2,904万4千円、国庫支出金で1億4,325万5千円の増額となっております。

新年度の主要事業につきましては、説明書の3ページから7ページまでで、新規6事業、拡充9事業、増額2事業、そのほか継続的事业、更新事業など26事業について概要を記載してございます。また、8ページには、建設事業計画を一覧で掲載してございますので、これをもって説明に代えさせていただきたいと存じます。

以上、一般会計の概要説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計予算案についてご説明を申し上げます。

概要説明書9ページ、10ページをご参照願います。

国民健康保険特別会計歳出について、対前年度比較で219万8千円の減額となっております。主に広域連合負担金の減によるものでございます。

歳入では、対前年度比較で一般被保険者国民健康保険税が119万5千円の減、一般会計

繰入金が184万7千円の減となっております。

国民健康保険特別会計については、以上でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計歳出について、対前年度比較で203万円の増となっております。主に後期高齢者医療広域連合負担金の増加によるものでございます。

歳入では、対前年度比較で205万6千円の増となっております。後期高齢者医療保険料110万6千円の増と一般会計繰入金95万円の増によるものでございます。

後期高齢者医療特別会計については、以上でございます。

次に、下水道事業特別会計歳出について、対前年度比較で1,600万8千円の増額となっております。主な要因は、駅跡地下水道実施設計、下水道ストックマネジメント計画策定、流域下水道事業計画の変更による本町分の諸元整理業務によるものでございます。

歳入では、対前年度比較で1,600万8千円の増額で、一般会計繰入金の増が主なものでございます。

下水道事業特別会計については、以上でございます。

次に、農業集落排水事業特別会計歳出について、対前年度比較で522万2千円の増額となっております。主な要因は、花月地区の農業集落排水施設に係る機能強化対策調査診断業務によるものでございます。

歳入では、対前年度比較で522万2千円の増額で、農業集落排水事業の補助金225万円と一般会計繰入金285万円が主なものでございます。

農業集落排水事業特別会計については、以上でございます。

以上、令和2年度の一般会計ほか4特別会計予算案の概要について申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第16号から議案第20号までの提案理由並びに概要の説明を終わります。

これより予算概要についてのみ、質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

---

#### ◎予算審査特別委員会の設置、正副委員長の選任

○議長（笹木正文君） お諮り致します。

本日、議会運営委員長から、令和2年度予算に関連する条例案及び各会計予算案の審議については、予算審査特別委員会を設置し、審議を行うとの報告がありました。

については、議会運営委員長報告のとおり、予算審査特別委員会を設置し、審議を行うことにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、令和2年度予算に関連する条例案及び各会計予算案の審議については、予算審査特別委員会を設置し、審議することに決定をいたしました。

続けてお諮り致します。



委員会の構成につきましては、同じく議会運営委員長報告のとおり、議長を除く議員10名ということで決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の構成は、議長を除く議員10名と決定いたしました。

特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、新十津川町議会委員会条例第8条第2項の規定により互選となっております。

このあと休憩を致しますので、休憩中に予算審査特別委員会を開き、正副委員長の互選をお願い致します。

ここで、13時25分まで休憩と致します。

（午後1時16分）

---

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開致します。

（午後1時25分）

○議長（笹木正文君） 休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元にまいりましたので報告致します。

予算審査特別委員会委員長に小玉博崇君。副委員長に進藤久美子君。以上のとおり互選された旨の報告がありました。

お諮り致します。

令和2年度予算に関連する条例案である議案第11号及び議案第12号、令和2年度予算案である議案第16号から議案第20号までについて、予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号及び議案第12号、議案第16号から議案第20号までを予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### ◎選挙第1号の上程、説明、質疑及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第30、選挙第1号、新十津川町選挙管理委員及び新十津川町選挙管理委員補充員の選挙についてを議題と致します。

議会事務局長より、提案理由並びに内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（中畑晃君） ただ今上程をいただきました選挙第1号、新十津川町選挙管理委員及び新十津川町選挙管理委員補充員の選挙について、提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

新十津川町選挙管理委員会委員長から、地方自治法第182条第8項の規定により、委員及び補充員の任期満了に伴う選挙について通知があったことから、同法第182条第2項の規定により、委員4名、補充員4名の選挙を行う必要がございます。

なお、それぞれの任期は、令和2年3月22日から4年間でございます。

以上、提案理由並びに内容の説明とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長（笹木正文君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

お諮り致します。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮り致します。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することにいたしました。

ここで、暫時、休憩を致します。

〈暫時休憩〉

〔指名推薦者の資料を配付〕

---

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開致します。

それでは、選挙管理委員を指名致します。

選挙管理委員には、吉田則英、昭和26年4月17日生まれ、男性、新十津川町字花月1529番地1。

吉田涼一、昭和28年7月25日生まれ、男性、新十津川町字大和107番地12。

十河真由美、昭和35年3月5日生まれ、女性、新十津川町字総進203番地5。

小田秀一、昭和36年5月11日生まれ、男性、新十津川町字学園5番地24。

以上4名の方を指名致します。

お諮り致します。

ただ今指名した4名の方を選挙管理委員の当選人とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名いたしました吉田則英氏、吉田涼一氏、十河真由美氏、小田秀一氏、以上の4名の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員を指名致します。

選挙管理委員補充員には、齋藤信也、昭和41年2月7日生まれ、男性、新十津川町字大和29番地43。

蓬田佐智子、昭和36年8月29日生まれ、女性、新十津川町字中央5番地66。

今中雄一、昭和40年2月3日生まれ、男性、新十津川町字花月1583番地1。

橋本賢明、昭和41年12月29日生まれ、男性、新十津川町字弥生32番地20。

以上の4名の方を指名致します。

お諮り致します。

ただ今指名した4名の方を選挙管理委員補充員の当選人とすることに、ご異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名いたしました齋藤信也氏、蓬田佐智子氏、今中雄一氏、橋本賢明氏、以上の4名の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮り致します。

補充員の順序は、ただ今議長が指名いたしました順序にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、補充員の順序は、ただ今議長が指名いたしました順序に決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日11日は、午前10時より開会を致しますので、よろしくお願いを致します。

それでは、本日の本会議は、これで散会致します。

どうもご苦労さまでした。

（午後 1 時34分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

## 令和2年第1回新十津川町議会定例会

令和2年3月11日（水曜日）

午前10時開会

### ◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第1号 新十津川町手数料徴収条例及び新十津川町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について  
（質疑、討論及び採決）
- 第3 議案第2号 新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
（質疑、討論及び採決）
- 第4 議案第3号 新十津川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
（質疑、討論及び採決）
- 第5 議案第4号 新十津川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
（質疑、討論及び採決）
- 第6 議案第5号 令和元年度新十津川町一般会計補正予算（第8号）  
（質疑、討論及び採決）
- 第7 議案第6号 令和元年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
（質疑、討論及び採決）
- 第8 議案第7号 令和元年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
（質疑、討論及び採決）
- 第9 議案第8号 令和元年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
（質疑、討論及び採決）

### ◎出席議員（11名）

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 井 向 一 徳 君  | 2番 村 井 利 行 君  |
| 3番 進 藤 久美子 君  | 4番 鈴 井 康 裕 君  |
| 5番 小 玉 博 崇 君  | 6番 杉 本 初 美 君  |
| 7番 西 内 陽 美 君  | 8番 長谷川 秀 樹 君  |
| 9番 長 名 實 君    | 10番 安 中 経 人 君 |
| 11番 笹 木 正 文 君 |               |

### ◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊 田 義 信 君
副町長	小 林 透 君
教育長	久保田 純 史 君
総務課長	寺 田 佳 正 君
住民課長	平 田 智 子 君
会計管理者	内 田 充 君
保健福祉課長	長 島 史 和 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小 松 敬 典 君
建設課長	谷 口 秀 樹 君
教育委員会事務局長	後 木 満 男 君
代表監査委員	岩 井 良 道 君
監査委員	奥 芝 理 郎 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中 畑 晃 君
--------	---------

---

◎黙とう

○議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。

開議に先立ちまして、皆さまにお願いがございます。

平成23年3月11日に発生し、東日本を中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災から本日で9年になります。

そして現在我々は、コロナウイルスという新たな災害に対して立ち向かおうとしております。

ここで本日、未曾有の東北地方大災害により犠牲となられました多くの方々に、改めて哀悼の意を表し、黙とうを捧げたいと存じます。

皆さま、恐れ入りますが、ご起立お願いを致します。

黙とう。

〈黙とう〉

○議長（笹木正文君） 黙とうを終わります。

ご着席ください。

---

◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） ただ今、出席している議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いを致します。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、5番、小玉博崇君。6番、杉本初美君。両君を指名致します。

---

○議長（笹木正文君） 日程第2に入る前に、これから提案されます議案第1から議案第8号までの案件につきましては、3月10日の定例会議で提案理由並びに内容の説明を終わっております。

よって、ただちに質疑に入りますので、よろしくお願ひ致します。

---

◎議案第1号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第2、議案第1号、新十津川町手数料徴収条例及び新十津川町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題と致します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決致します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、新十津川町手数料徴収条例及び新十津川町固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第3、議案第2号、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題と致します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決致します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、議案第3号、新十津川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題と致します。

質疑はございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 現在の放課後児童支援員の方々のそれぞれ持っている資格と、知事が行う研修の受講状況について伺います。



○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） ただ今の7番議員のご質問にお答えします。

現在の支援員の資格の状況でございます。ただ今放課後児童クラブで活動している職員につきましては、3名が今現在職員として活動していただいております。そのうちの2名の方が、今回の資格であります北海道放課後児童支援員認定資格を取得してございます。もう一人の1名の方が、本年度受講していたのですが、前期と後期がございまして、後期の方がちょっと諸事情ございまして受けられなかったということで、来年度2年度に残りの後期の部分の受講をいたしまして、3名の方の資格取得が2年度で終る予定でございます。

それで、本来4名の支援員の定員でございますが、ただ今1名欠員となっております、ハローワークの方にもお願いして探しております、もしもう1名の方が資格を取得するための予算としましては、これからの予算審査にもなるのですが、1名分の新たに取得する予算の方も計上させていただいておりますので、今後新たな方が来ても取れるという体制を整えてございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 知事が行っている研修の受講状況をお伺いしましたけれども、それぞれ持っていらっしゃる資格、例えば、保育士であるとか幼稚園教諭といった、そういった資格についてはいかがでしょうか。

○議長（笹木正文君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） 改めまして7番議員のご質問にお答え致します。

基礎資格をお持ちの方が、その認定資格を受けることになるのですが、基礎資格になる保育士以外の部分としましては、社会福祉士、高校卒業後2年以上児童福祉事業に従事した方、そして、幼稚園、小学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する方ということでございます。

それで、今いらっしゃる3名の方は、保育士の資格をお持ちでございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決致します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、新十津川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第4号、新十津川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決致します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、新十津川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第6、議案第5号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第8号を議題と致します。

これより質疑に入りますが、議案の量が多いことから、議案のページをいくつか区切って質疑をとります。

また、質疑を行う際は、議案のページ、予算科目、事業名を最初に示した上で発言するよう、議員各位のご協力をお願い致します。

はじめに、28ページから73ページまでの歳入について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 56ページお願いします。歳出の方でお聞きしようかと思いましたが、歳入でまずお伺いしたいと思います。16款2項1目不動産売払収入、2目に物品売払収入とありますので、まずこの不動産の売払収入について、土地の所在地、地目、面積、処分の理由と売却の手法をお伺い致します。そのあとに物品の売払につきましても、物品の品目や処分の理由、売却の手法をお伺い致します。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の7番議員の質疑にお答え致します。

まず、土地の売払いででございますが2件ございまして、1件が中央に所在致します住

宅地でございます。面積387.14平方メートルで252万7,637円ということで宅地として活用したいということでございます。

もう1件が総進にあります山林ということで、二筆購入したいということで、一筆目が363平方メートル、もう一筆が2,783平方メートル、合計いたしまして12万5,840円ということで売払いを行ってございます。

続いてもう1件、物品の方もお答えをそのままさせていただきたいと思えます。

物品売払収入でございますが2件ございまして、1件目が消防のポンプ付消防自動車、更新に伴ってこれをオークションにて売却したものでございます。

もう1件がスクールバスということで、大型バスの売却代金でございます。

消防自動車の売払代金が94万7千円、スクールバスの方が32万2,555円というようなことで売却しております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで歳入までの質疑を終わります。

次に歳出、74ページの1款議会費から95ページの3款民生費まで質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 80ページお願い致します。9目行政区費、事業番号2番、行政区活動支援事業です。財源の防災・減災対策事業推進交付金とありますが、これはどこからの交付金なのかということと、この交付金額の算定基準をお伺い致します。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（平田智子君） ただ今の7番議員の質問につきましては、資料が足りませんので、のちほど回答させていただきますのでお時間頂きたいと思えます。申し訳ございません。

○議長（笹木正文君） 7番、西内君よろしいですか。それではこれは、後でまた回答ということで。

ほかに質疑ございませんか。

3番、進藤久美子君。

○3番（進藤久美子君） ページが93ページ、3款1項3目障害者福祉費の事業番号4番の障害者補装具費支給事業で、これが127万6千円の増額となっております。昨日の説明では、件数が増えたのと高額補装具の購入によってということだったのですが、その件数と高額補装具とは何かをお知らせ願います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） ただ今の3番議員のご質問にお答え致します。

補装具におきましては、件数でございます。当初の件数14件を想定してございましたが、23件のご要望がございまして増額となっております。その増額の主な内容といたしまし

ては、電動車イスの負担分ということで、こちらにつきましては47万2千円という高額な形で負担してございます。また、大きな金額といたしましては、右上腕義手の部分の負担ということで、こちらにつきましては約40万円の負担となっております。あと主にはやはり車イス等々の部分が大きな金額となっております、その部分での増額ということでございます。あと補聴器等々もございまして、大きな物としましては今申し上げました2点が40万円を超えている部分の負担ということでございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 3番議員よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） すみません、またページ80ページに戻っていただきたいと思えます。10目諸費の事業番号8番、ふるさと応援基金積立金ですが、寄附金が3,500万円の増額となっておりますけれども、返戻金や発送手数料に係るふるさと応援寄附金推進事業に補正が起こされていないのですけれども、その理由は何でしょうか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の7番議員の質疑にお答え致します。

ふるさと応援寄附金につきまして、見込額当初1億2,000万ということでしたが、寄附額が多くある見込みであるということで1億5,500万まで補正をしたいとするものでございます。

当然ながら返礼品等についても、一定の物、今年度に返礼品を必要とするものが出てくるわけなんです、12月年末にかけての12月一か月で数千万円という寄附を頂いた関係で、予算の措置ということがちょっとできないタイミングでございました。そういったこともありまして、既定の予算の流用をもって、もう既に年末からこの季節まで対応をさせていただいております。今年度何とか既定の予算のやり繰りで対応が可能といたしまして、今回は補正の計上をさせていただいておりません。以上でございます。

すみません、追加でもう少し申し添えさせていただきますが、返礼品の人気商品というものが、お米の配送というのが非常に多い人気商品でございます。こういったものが多い関係で、次年度、来年の新しいお米、もしくは、新年度に入ってから配送というようなこともございますので、実際の返礼品の支出が発生するのは、多くが次年度ということもありますので、併せてお答え致します。

○議長（笹木正文君） 7番議員よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

先ほどの住民課の回答よろしくお願ひ致します。

住民課長。

○住民課長（平田智子君） 先ほど回答できなかったことについて、今、資料が整いましたので回答させていただきます。

80ページの行政区活動支援交付金の中の歳入の方で、防災・減災対策事業推進交付金の

内容についてということでのご質問だったかと思えます。

これにつきましては、北海道市町村振興協会が40周年記念ということで行っている事業に新十津川町が乗ったと言ったら変なのですが、そういうものでございまして、事業費の何割とかっていう決めではなくて、もう幾らということで配分があって、それを行政区活動支援交付金の中に充当したという形でございますので、ちょっと事業費の何割分の交付金だよというご回答はできないのですが、一応、そういう配分の中でということでご理解いただきたいと思います。こういう回答でよろしいでしょうか。

○議長（笹木正文君） 西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 記念事業に合わせてということですので、もちろんこれは今年度だけということになりますね。

はい、分かりました。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

それでは、ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで、議会費から民生費までの質疑を終わります。

次に、96ページ、4款衛生費から107ページ、7款商工費までについて質疑を行います。質疑はございませんか。

4番、鈴井康裕君。

○4番（鈴井康裕君） 96ページ、97ページ、衛生費、4款1項4目予防費です。1番、子ども法定予防接種事業と3番の高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業が大幅減額になっているということで、行政報告見させてもらいますと、日本脳炎が去年101人が46人に減ったと、高齢者肺炎球菌が42人から12人に減ったと、この二つの項目が著しく減ったのでこういうふうになったのかなと思うのですが、この要因について何か分かることなどありますでしょうか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） 4番議員のご質問にお答え致します。

まず1番、子ども法定予防接種事業の大幅減額及び高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業の減額の部分につきまして、子ども法定予防接種事業につきまして、当初見込みより接種者が少なかったという要因でございまして、細かなところ確認させていただきまして、子供の部分の原因も確認させていただきまして、後ほど回答させていただきたいと思えます。申し訳ございません。

○議長（笹木正文君） 4番議員よろしいですか。

それでは後ほどということ。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 同じく4目予防費の事業番号2番、インフルエンザ予防接種事業でお伺いします。

これは高齢者の方へ接種助成額を増額して、どこでも自己負担1,000円で受けれるようにということで補正を220万5千円を増額しております。その中で65歳以上の接種者数が

見込みに対してどうだったのか、このように1,000円にすることによって効果があったかどうかということをお伺いします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） 7番議員のご質問にお答え致します。

インフルエンザの予防接種事業でございますけれども、こちらの方も補正予算の方で自己負担を1,000円に、高齢者の負担にならないようにということでさせていただいております。

予防接種率の部分に関しましても、そこも併せて確認させていただくということで、合せて2点を説明させていただきたいと思っておりますので、ちょっとお時間をいただきたいと思います。申し訳ございません。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 申し訳ありません、また同じところ予防費なんですけど、事業番号4番の風しん予防対策事業についてお伺い致します。

抗体検査対象者数が250人、でうち予防接種対象70人分を見込んでおりましたが、この減額の理由なんですけども、対象250人全員にクーポン券を発送して、実際に検査を受ける方が少なかったのか、それとも検査をした結果、その接種をする人数が少なかったのか、どちらの要因があったのかを教えてくださいたいと思っております。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） 7番議員のご質問にお答えします。

風しんの関係でございます。風しんの抗体検査につきましては、対象が昭和41年4月2日から昭和54年4月1日のお生まれの方が対象となっております。

今回三か年事業ということで、まず、令和元年度第1回目ということで、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日のお生まれの方に送っております。抗体検査実施済みが、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日に生まれた方126人が抗体検査を実施しております、抗体検査実施済み率としましては18.7パーセントでございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 7番議員よろしいですか。

はい。

○7番（西内陽美君） すみません、私の確認もう一回させていただきたいのですが、対象250人に送ったけれども、検査を実際していただける方が少なかったということでの減額と考えてよろしいですか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） 7番議員のご質問にお答え致します。

すみません、私も説明が不十分ですみません。実際送った数に対しまして、受けていただいた方がやはり少なかったということです。あと、本年度送りましたクーポン券につきましては、来年度も引き続き、その方に使っていただくということで、引き続き、広報等も通じまして受診率の向上に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 7番議員よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） それでは質疑なしと認めます。

それでは、先ほどの件は後からということで、先に進みたいと思います。

これで衛生費から商工費までの質疑を終わります。

何かありましたか、いいですよ。それでは元に戻しますので。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） ページ数が102ページになります。2目農業振興費、事業番号9番、ピンネ農業公社運営事業についてお伺い致します。

この運営費については616万2千円の増額補正となっております。これについての副町長の説明ですと、従業員の増員と収入があまり思わしくなかったという説明でございましたが、この運営管理費というのは、JAピンネと案分で負担することになっておりまして、それを考えますと、両方で約900万円くらいの、いわゆる赤字補てんということになります。それで、ピンネ農業公社さんの決算といたしましては赤字ではなくて、もちろん事業運営費ということで計算されてくるわけですが、この損失に対しても、うちの町とJAピンネさんが損失に係る部分も案分して負担していくものでありますので、こういった時には町としましても、そういった経営指導といいますか、これに対してどういった改善をしていかなければならないのかということ、きつとお考えになっていらっしゃるかどうかと思うのですが、その辺りあまりにも金額が大きい補てんになりますので、詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） 7番議員の質疑にお答え致します。

まず、負担の考え方なんですけども、指定管理ではなくて、この負担の方法につきましては、ピンネ農業公社と今年の春結びました管理及び運営に関する協定書というものの中には、施設や農機具、そして、備品の適正な管理等を記載した協定書というふうになっております。

まず、ピンネ農業公社への負担のこの決め方なんですけど、こちらの方は平成24年に遡りますが、設立当初にピンネ農業公社と交わりました運営に関する覚書というものが基になります。その中で、設立資金、それから、公的事业に関します負担割合を町と農協が7対3の割合で負担するというようにしてございまして、それ以外の事業が発生した場合には、その都度協議を進めて決定するというような内容になっております。

今回、修得センターの業務をピンネ農協から引き継ぐ際に、町とピンネ農業公社、そして農協の3者で協議しました結果、設立からこの負担割合同様7対3の割合で負担し合うということにしましたので、今回の補正予算に上程させていただきました。

なお、修得センターの採算が合わないというような要因について、少しご説明させていただきますとともに、その改善策についても、新年度予算に関わりますが、ご説明させていただきます。

まず、人件費の面ということで、年度途中で常勤職員を2名増強しました。この考え方

の中では、それまで使用していましたが臨時職員さんを減らそうということの考えがあったのですが、実際、今年の夏から秋にかけて非常に作業の方も輻輳してきたので、なかなか削減効果というのは図られなかったというのが事実でございます。

それと、作業の分業制ということで、いろいろ輻輳するところを人の流れをうまく流せば良かったのですが、その辺が分業制ということで、非常に非効率であったというような反省点を残してございます。

それから、販売価格の低迷ということで、昨日副町長の方からご説明ありましたが、主力産品でありますミニトマト、それから、しいたけ、こちらの価格が振るわなかったということで、特にしいたけにつきましては、当初1キロ当たり販売価格を620円で予定をしておりましたが、1月末の実績では490円と、平均に均して490円というような実績にとどまったと。

それから、しいたけは一番正月前という時期の11月、12月が一番価格的にピークを迎えるということなのですが、今年の実績でいきますと、11月、12月に収穫のピークをもっていけなかったということも栽培上の反省点も残しているというふうにお聞きしてございます。

また、しいたけの収量の面なんですけど、暖冬の影響もあって全体的に収量が少なかったということも理由に挙げられますが、昨年新設しましたしいたけハウス1棟、こちらの方の温度管理が慣れもなく、一部乾燥カビを発生させてしまって廃棄をしたという部分もありまして、当初しいたけでは14トンの収量を見込んでおりましたが、10トンにとどまる見込みというふうにお聞きしております。

これを踏まえて新年度に向けた改善策ということでございますが、まず人件費の面では、農協から引き継いだ際にも、長年働いていただきました高齢の常勤職員2名を解雇するというようなことと、それから、場長を中心に作業体制を見直して効率を図るということを計画してございます。

それから、価格収量の向上改善という面でございますが、ミニトマトについては、一部サントリーとの契約栽培も模索しているということでございまして、安定した販売、それから、単価が得られるのではないかなというふうを考えているということです。

それから、しいたけにつきましては、農協のしいたけ部会と調整を図ることになりますが、手数料がかかる農協の共選に回さず、一部についてはバラ出荷で販売して、実際には農協経由で滝川の市場の方に出すというようなことも工夫するというところでございます。

それから、しいたけの価格が上昇します11月、12月に収量のピークをもっていくというような作業調整も行うというふうにお聞きしております。

いずれにしても、ピンネ農業公社に対しましては、町としても、それから、農協と共に適宜指導、そして、助言を行うなど経営改善に向けた対応をしてみたいというふうにお聞きしております。以上です。

○議長（笹木正文君） 7番議員よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

先ほどのあとでという保健福祉課の答弁の方をよろしくお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） 先ほどは申し訳ございませんでした。

96、97ページでございます。1番、子ども法定予防接種事業の減額の主な理由でござい



ます。私の手持ち資料を探すのが手間取りました、申し訳ございませんでした。

まず、日本脳炎の予防接種スケジュールとしまして、2期追加予防接種は、第3回目接種後1週間から概ね5年以上の間隔を開けて接種するというところでございます。医師との相談の上、決定するため、計画数より接種者数が少ない形となっております。また、出生数の減少も令和元年度見込数22ということで、昨年度比較で10人の減ということで、当初32名を見ていたのが、令和元年度は22名の見込みになっているということもございます。

あと、水ぼうそう等の流行もございまして、病気がございましたらなかなか受けられないという部分で、受ける数も減少したということが主な原因で減額となっております。

もう一点目のインフルエンザの減額の関係でございまして。実際接種を受けていただいた方は171名でございました。また、病院によって単価が前後がございまして、4,000円の病院もあれば3,000円の病院もあるということで、単価の高めに設定した部分の差としての減額部分も出てございます。

いずれにしても、単価設定が高めに見ていたという部分での減額ということでご理解いただきたいと思います。以上でございます。

失礼しました、肺炎球菌につきましては、70歳以上の定期接種は、案内が2度目、前回は5年前であることから実績が少なくなっております。また、任意接種事業につきましては、前年度までの接種済みの数が増えているため減少したということでの減額ということでございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 7番議員よろしいですか。

ほかに衛生費から商工費まで質疑ございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） ページ104ページお願いします。1目林業振興費の中の事業番号2番、有害鳥獣駆除対策事業の減額について、お伺い致します。

元年度は、アライグマに対する対応策を3年間の時限対策として実施をして、捕獲に対して手当を支給したり、それから、箱わなを多く設置したりとかということをしていたと伺っておりますし、11月29日の経済文教常任委員会においては、有害鳥獣の捕獲の数は増えているという報告だったと思いますので、この減額補正の内容をお伺い致します。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） 7番議員の質疑にお答え致します。

こちらの有害鳥獣対策事業の減額補正につきましては、町の方では予算を満額見えておりますが、この対策費につきましては、有害鳥獣対策協議会に対する負担金で支払いまして、そのあと北海道の方から2月25日に、この処理費に対する補助金が入ってきております。それで、その補助金分を差引いた金額と、それから執行残の分を今回減額させていただいております。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに衛生費から商工費まで質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） これで衛生費から商工費までの質疑を終わります。

次に、108ページ、8款土木費から129ページ、13款職員費までの質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで、土木費から職員費までの質疑を終わります。

以上で、議案第5号について質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決致します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第8号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第7、議案第6号、令和元年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題と致します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決致します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、令和元年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第8、議案第7号、令和元年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題と致します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決致します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、令和元年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第8号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第9、議案第8号、令和元年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第2号を議題と致します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決致します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、令和元年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

---

◎散会の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮り致します。

予算案及び条例案審議のため、3月16日午後1時30分まで、本会議を休会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、3月16日午後1時30分まで、本会議を休会とすることに決定をいたしました。

3月16日は、午後1時30分より本会議を再開致します。

それでは、本日はこれにて散会致します。

苦勞さまでした。

（午前10時51分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

## 令和2年第1回新十津川町議会定例会

令和2年3月16日（月曜日）

午後1時20分開議

### ◎議事日程（第3号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第9号 新十津川物語記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
(質疑、討論及び採決)
- 第3 議案第10号 新十津川町公営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正について  
(質疑、討論及び採決)
- 第4 議案第13号 新十津川町公の施設の使用料等減免条例の一部改正について  
(質疑、討論及び採決)
- 第5 議案第14号 新十津川町介護予防・日常生活支援総合事業利用料徴収条例の一部改正について  
(質疑、討論及び採決)
- 第6 議案第15号 新十津川町英語指導助手の設置に関する条例の廃止について  
(質疑、討論及び採決)
- 第7 予算審査特別委員会審査報告
- 第8 議案第11号 新十津川町水防団条例の一部改正について  
(討論及び採決)
- 第9 議案第12号 新十津川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付条例の一部改正について  
(討論及び採決)
- 第10 議案第16号 令和2年度新十津川町一般会計予算  
(討論及び採決)
- 第11 議案第17号 令和2年度新十津川町国民健康保険特別会計予算  
(討論及び採決)
- 第12 議案第18号 令和2年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算  
(討論及び採決)
- 第13 議案第19号 令和2年度新十津川町下水道事業特別会計予算  
(討論及び採決)
- 第14 議案第20号 令和2年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算  
(討論及び採決)
- 第15 発議第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議  
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第16 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員（11名）

1番	井向一徳君	2番	村井利行君
3番	進藤久美子君	4番	鈴井康裕君
5番	小玉博崇君	6番	杉本初美君
7番	西内陽美君	8番	長谷川秀樹君
9番	長名實君	10番	安中経人君
11番	笹木正文君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	平田智子君
会計管理者	内田充君
保健福祉課長	長島史和君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小松敬典君
建設課長	谷口秀樹君
教育委員会事務局長	後木満男君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中畑晃君
--------	------

---

◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） 皆さま、ご苦労さまです。

ただ今出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午後 1 時20分）

---

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願い致します。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、7番、西内陽美君。8番、長谷川秀樹君。両名を指名致します。

---

○議長（笹木正文君） 日程第 2に入る前に、これから提案されます議案第 9号及び議案第10号、議案第13号から議案第15号までの案件につきましては、3月10日の定例本会議で提案理由並びに内容の説明を終わっております。

よって、ただちに質疑に入りますのでよろしくお願い致します。

---

◎議案第 9号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第 2、議案第 9号、新十津川物語記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

質疑はございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） お伺い致します。こちらの施設三つありますけれども、三つとも団体料金が設定されておりますが、この減免は、個人に対してだけですか、それとも団体料金はどうかを教えてください。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） 7番議員のご質問にお答え致します。

この団体料金の方触れておりませんでした。現在、運用で教育委員会と産業振興課の方で調整しております。一応、団体料金についても適用する考えであります。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

4番、鈴井康裕君。

○4番（鈴井康裕君） 3施設に関して料金を 2番目、3番目については半額、無料にするということですが、元々の料金が個人の料金ですと、かぜのびが300円、あと2つの施設については200円ということ、3つ利用したとしても減免になるのが350円から多くて



400円かなというふうに思っているのですが、せっかくの130年でありますので、この減免措置だけでなく、3施設を回ったことによって何かもうちょっと特典があるような、いろんなパンフレットというか、商工会の商品券であるとか、そういうようなのがないところ、ちょっとこの金額に対しては、あまり場所が3か所とも離れてますので、この条例の効果がちょっと薄れるのではないかというふうに危惧するところなのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） 4番議員の質疑にお答え致します。

減免の額、元々の入館料が安いものですから、それほど単価的などと言いますか、価格的なスケールメリットとは出てきませんが、今よりもやはり利用促進していただくことと、町外の方に新十津川の歴史も含めて知っていただくということで重点を置いております。

金銭的なものでこれ以上ということになりますと、2件目の施設から無料とかということになりますので、そこの部分は考えておりませんが、3施設目については無料ということですので、金銭面だけではなくて、その他運用の中でいろいろなサービスが提供できないかということを経営委員会と含めて、今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

5番、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） この運用についてのご質問をさせていただきたいのですが、1番目、2番目、3番目と100パーセント、50パーセント、無料という形になると思うのですが、4回目にどこか訪れた時、その場合の考え方というのをちょっと教えていただければと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） 5番議員の質疑にお答え致します。

4回目、再度同じ施設に入館するというところでしょうけども、今のところは、それ以上については、4件目の施設については考えてございません。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決致します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、新十津川物語記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第10号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第3、議案第10号、新十津川町公営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題と致します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決致します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、新十津川町公営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第13号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、議案第13号、新十津川町公の施設の使用料等減免条例の一部改正についてを議題と致します。

質疑はございませんか。

5番、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） 質問ですが、今回減免の対象となる団体、もしくは、この障害者手帳を持っている個人という形になっておりますが、例えば、これに入っていない障害者団体、例えば、町内であれば社会福祉法人明和会の事業所だとか、そういった所がこういった公の施設を使いたいという場合の取扱いについてお聞きしたいなと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） 小玉議員のご質問にお答え致します。

社会福祉団体と言いますか、事業所が各施設を利用した場合ということで、減免の要件で身障者協会とか団体は載っておりますけれども、事業所におきましては、そのケースに応じて町長の認めるところという部分を運用するような形で弾力的に状況を見ながら対応

する形で考えてまいりたいと思います。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決致します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、新十津川町公の施設の使用料等減免条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第14号、新十津川町介護予防・日常生活支援総合事業利用料徴収条例の一部改正についてを議題と致します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決致します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、新十津川町介護予防・日常生活支援総合事業利用料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第15号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第6、議案第15号、新十津川町英語指導助手の設置に関する条例の廃止についてを議題と致します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決致します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、新十津川町英語指導助手の設置に関する条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎予算審査特別委員会報告

○議長（笹木正文君） 日程第7、予算審査特別委員会審査報告を行います。

令和2年度予算に関連する条例案並びに一般会計予算ほか4特別会計予算につきまして、3月10日の定例会議におきまして、予算審査特別委員会に審査を付託してございますので、審査結果の報告を予算審査特別委員長よりお願い致します。

小玉予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員長 小玉博崇君登壇〕

○予算審査特別委員長（小玉博崇君） 議長のご指示がございましたので、予算審査特別委員会から審査報告を申し上げます。

3月10日の定例会議において、本委員会に付託されました議案第11号、新十津川町水防団条例の一部改正について。

議案第12号、新十津川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付条例の一部改正について。

議案第16号、令和2年度新十津川町一般会計予算歳入歳出予算。

議案第17号、令和2年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出予算。

議案第18号、令和2年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算。

議案第19号、令和2年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出予算。

議案第20号、令和2年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について、審査を終えましたので、新十津川町議会会議規則第77条の規定により、ご報告致します。

審査の結果でございますが、付託された7件の議案を令和2年3月11日から16日にわたり所管課長等の説明を受け審査を行いました。

審査の結果、すべての議案において原案可決すべきものとして決定をいたしましたので、ご報告を致します。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 予算審査特別委員長の審査結果報告を終わります。

---

○議長（笹木正文君） 日程第8に入る前に、これから提案されます議案第11号及び議案第12号、議案第16号から議案第20号までの案件につきましては、議長を除く10名による予算審査特別委員会で審査したものであります。

したがって、委員長報告に対する質疑を省略し、ただちに討論に入りますので、よろしくお願い致します。

---

◎議案第11号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第8、議案第11号、新十津川町水防団条例の一部改正についてを議題と致します。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、新十津川町水防団条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第12号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第9、議案第12号、新十津川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付条例の一部改正についてを議題と致します。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、新十津川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第16号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第10、議案第16号、令和2年度新十津川町一般会計予算を議題と致します。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決致します。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（笹木正文君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第16号、令和2年度新十津川町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第17号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第11、議案第17号、令和2年度新十津川町国民健康保険特別会計予算を議題と致します。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、令和2年度新十津川町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第18号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第12、議案第18号、令和2年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算を議題と致します。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、令和2年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第19号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第13、議案第19号、令和2年度新十津川町下水道事業特別会計予算を議題と致します。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、令和2年度新十津川町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第20号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第14、議案第20号、令和2年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算を議題と致します。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、令和2年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎発議第1号の内容説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第15、発議第1号、民族共生の未来を切り開く決議を議題と致します。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

7番、西内陽美君。

〔議会運営委員長 西内陽美君登壇〕

○議会運営委員長（西内陽美君） 議長からご指示をいただきましたので、今ほど上程されました発議第1号、民族共生の未来を切り開く決議の内容説明を致します。

提出者、賛成者につきましては、記載のとおりであります。

民族共生の未来を切り開く決議。

このことについて、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、提出するものでございます。

皆さまご承知のとおり、北海道には弥生時代がなく、13世紀ぐらいまで続縄文、擦文時代が続き、蝦夷地のアイヌの人々は、狩猟や漁労により独自の文化を形成していました。

2019年4月には、アイヌ新法が成立し、アイヌ民族が先住民族であると初めて明記されました。

このようなことから、令和2年4月24日にアイヌ文化の復興、発展の拠点として、民族共生象徴空間ウポポイが開設されるこの機会に、町民の協力を得て、民族共生社会を作り上げていくという決意を表明したく決議案を提案致します。

裏面に、決議としてのまとめがございますので、お目通しをいただくことをお願いしまして、発議第1号の内容説明と致します。

議員各位のご賛同をいただきたく、よろしくお願い致します。

○議長（笹木正文君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決致します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、民族共生の未来を切り開く決議は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（笹木正文君） 日程第16、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題と致します。

本件につきましては、皆さんのお手元に配付してございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございますので、これを許可することにしたいと思っておりますが、こ



れにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

---

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。

ここで町長より、発言を求められておりますので、発言を許します。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） 議長のお許しをいただきましたので、令和2年第1回定例議会終了に際し、一言お礼のあいさつと新年度に当たっての私の思いを込めて少しく時間を拝借願います。

まずは3月10日の定例会開会から本日まで7日間にわたる第1回定例会大変お疲れ様でございました。補正予算並びに新年度予算さらには関連条例など実に20件の議案と報告1件を上程をさせていただき、全議案原案どおり可決決定いただきましたことに、まずをもちまして感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

特に新型コロナウイルス感染防止の観点から、全体的に時間短縮を考慮の上、議会並びに予算審査特別委員会の運営に際し、ご配慮いただきましたことに感謝を申し上げます。

さて、今年度振り返りますと、統一地方選挙などいろいろな出来事がありましたが、異常な少雪の中であつという間に年度末を締めくくろうとしております。新年度に入ると直ちに札沼線を舞台にした十津川警部のドラマロケとなりますので、無事に迎え、町ぐるみで支援していただき、将来に残る思い出深いドラマにしたいと考えております。

そして、この札沼線は88年という長きにわたり町民の足となつて活躍をした時があり、村から町へと発展させた立役者でもありましたが、いよいよラストランまで51日となりました。5月7日には廃線となり、今まで1日1便であつたキハ40のディーゼル列車の通過する音は消え歴史の幕は閉じますが、今後、駅前周辺環境整備と今まで線路で分断されていたほ場を大区画にするよう整備を計画的に進め、未来に向けた新たな歴史の1ページを開いてまいります。

さらに今年は、類まれな生誕の歴史を持つ本町が、母村から移住をして130年の節目の年となります。教育委員会で赤レンガ庁舎に飾つてある本町の測量風景を描いた「入植地測設の図を」というタイトルの絵画を北海道から借用し、開拓記念館に特別展示をしますが、この絵を見ると、うっそうとした原生林と一面に笹やぶが覆い茂っている様相が明確に分かると同時に、過酷極まりない厳しい寒さにも耐えながら入植者一人一人が鍬や鎌を使い少しずつ開墾をしていく困難さが伺われます。正に先達の不撓不屈、質実剛健、一致団結の、いわゆる、十津川魂がこれまで幾多の困難を乗り越えて現在の自然環境の豊かで整然とした美田が広まる我が町新十津川が、長い歴史とともに紡がれてまいりました。

改めて母村をはじめ、他府県から入植をしてきた先達の皆さまに感謝を申し上げますとともに、今住んでいる町民皆で開町130年のお祝いをしながら、後世に誇れるまちづくりへと着実に歩みを進め、未来を担う子供達へと繋いでいかねばなりません。

そのためには、教育と子育て支援の充実を柱にしている総合戦略の目標達成を目指し、人口減少を抑制の取組をはじめ、基幹産業の農業の持続的発展、商工業の活性化策など継続的な事業を切れ目なく進めながら、住んでいて良かったまち、住んでみたいまち、そして、安心して赤ちゃんが生まれ育てられ、子供が健やかに成長していく優しいまち新十津川を感じていただけるように、この度可決いただきました新年度予算を適切かつ的確に執行させていただくことを約束させていただきます。

話は変わりますが、ご承知のように春の選抜高校野球もコロナウイルスの関係で中止となりました。本町出身の白樺高校のキャプテン業天汰成君は、一生に一度かもしれない甲子園出場が中止になったことは、悔しくて残念でかつ無念でならなかったはずでありますけども、すでに目標は次の夏の甲子園で勝ことと、しっかり前を向いているキャプテンの姿にエールを送ると同時に、業天君の前向きで粘り強い気持ちは、これまで新十津川の環境の中で多くの先輩や仲間、監督や指導者、野球関係者、保護者などから育まれてきたもので、正に不撓不屈の精神であり、本当に誇らしく思います。

私自身もしっかりと自分の役割と責任を持って、引き続き、もっと前へ、もっと未来へとをもっとうに、今までに蒔いたプロジェクトという種が綺麗にかつ大きな花が咲くように104名の職員と共に粉骨砕身邁進させていただくことをお誓い申し上げます。

この度は、令和2年度の計画たる予算を審議いただき種々議論を交わさせていただきましたが、結果として、お互いに目標を共有させていただきましたので、しっかりと目標が達成できるように、議員各位のご支援とご協力方につきましても、よろしくお願いを申し上げます。

そして、申し上げるのが大変遅くなりましたが、本来であれば今夕議会議員の皆さまと管理職以上で町主催の行政懇談会を開催し、お礼のあいさつをさせていただき、懇談、交流を深めさせていただくべきところ、新型コロナウイルス感染予防の観点から、やむなく懇親会を中止とさせていただきました。ご理解とご了承いただきましたことについても、感謝を申し上げますとともに、新型コロナウイルスの感染がこれ以上拡大せずに終息していくことを切望するところであります。

結びになりますが、議員各位に深いご理解をいただき、第1回定例会に上程させていただきました全議案を原案どおり可決いただきましたことに、改めて感謝とお礼を申し上げます。

また、開町130年を迎える令和2年度が、町民の皆さまにとっても町にとっても、記憶と記録に残る素晴らしい1年となるよう心よりご祈念申し上げ、第1回定例会終了にあたってのお礼のあいさつとさせていただきます。大変有難うございました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） お諮り致します。

本定例会に付議された議件はすべて議了いたしましたので、新十津川町議会会議規則第7条の規定により本日で閉会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

ここで、第1回定例会終了に当たり、私の立場からも一言お礼を申し上げたいと思います。

本定例会は、北海道知事から新型コロナウイルス緊急事態宣言が出ている最中に行なわれ、本町においても新型コロナウイルス感染症対策本部が設置された中での定例会でございました。

このような中、日程を短縮し議事内容の省略や割愛が行われましたが、期間中、本町での感染者も発生しなく無事に閉会できたことは、議員各位、町理事者、町職員の皆さまの協力のおかげだと考えております。

特に現状を鑑み、一般質問を辞退された方々には感謝を申し上げますとともに、この件に関して議会としての的確な判断をいただきました議会運営委員長はじめ、委員の皆さまにはお礼を申し上げます。

また、予算委員会でも従来どおりの十分な内容説明ができない中で、質疑に対し丁寧に答弁いただいた町管理職員、そして、議事進行に配慮いただいた予算委員長にもお礼を申し上げます。

期間短縮や一般質問の割愛については賛否の報道もありましたが、本議会としては期間中に町内から感染者が出る可能性も考え、半月後の新年度から執行される令和2年度の予算を最優先と考え、新年度以降、町制の停滞や各種住民サービスへの影響もなく、円滑な住民生活が保たれることを最優先すべきことと判断いたしました。

第1回定例会では変則的な日程となりましたが、皆さまのご協力により予定どおりすべて議了となりました。誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議を閉じます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和2年第1回新十津川町議会定例会を閉会致します。  
ご苦勞さまでした。

（午後1時59分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員